

Q 船員宿泊料補助の対象者は具体的には誰が対象となりますか。

A 船員又は船員保険の被保険者です。船員の家族でも船員保険の被保険者でなければ船員補助を受けることはできません。

なお、指定宿泊施設で補助金申請の手続きを委任するときは、船員の場合は、船員手帳又は船員保険者証の提示及び写しの提出が必要です。船員の家族の場合は、船員保険の被保険者証の提示及び写しの提出が必要です。

宿泊日当日、船員手帳等を忘れた場合は、指定宿泊施設で補助金申請の手続きを委任することはできません。

Q 宿泊日当日、船員手帳等を忘れた場合、どうすれば補助申請ができますか。

A 船員又は船員保険の被保険者が、交付要綱で定める様式を本組合へ提出することで補助申請することが可能です。ただし、交付要綱で定める様式に加え、指定宿泊施設に宿泊した証明を添付する必要があります。(例：指定宿泊施設の宿泊領収書(宿泊した日が分かるもの))

なお、指定宿泊施設で宿泊証明を頂ける場合がありますので、指定宿泊施設にお問い合わせください。

Q その他不明点がある場合はどこに問い合わせれば良いですか。

A 名古屋港管理組合 港営部港営課 庶務係
〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号(名古屋港管理組合本庁舎5階)
電話番号 052-654-7873
E-mail kouei@union.nagoyako.lg.jp
※受付時間 平日 午前9時 ~ 午後5時

Q 船員宿泊料補助金額は、いくらになりますか

A 一人あたり1泊につき700円です。

(例：4月1日から2泊 3名(家族宿泊含む)の場合

2泊 × 3名 × 700円 = 4,200円)

Q 船員宿泊料補助金に一人の年度内の制限はありますか。

A 年度内の制限はありませんが、1回に申請できる最大の期間が1か月までとなっています。

なお、名古屋港管理組合予算の範囲内において交付するため年度前であっても終了する可能性があります。

Q 申請年度の考え方について教えてください。

A パターン1

※3月30日にチェックインし、3月31日にチェックアウトする場合

⇒補助金交付申請書兼実績報告書（以下「兼実績報告書」）の日付を3月31日として、当該年度の申請となります。

パターン2

※3月31日にチェックインし、4月1日にチェックアウトする場合

⇒兼実績報告書の日付を4月1日として、次年度の申請となります。そのため次年度の名古屋港管理組合予算が成立しない場合は、補助金申請できない場合もあります。

パターン3

※3月30日にチェックインし、4月1日にチェックアウトする場合

⇒3月30日の宿泊分と3月31日の宿泊分を分けて2枚の兼実績報告書の作成が必要です。

3月30日の宿泊分は、兼実績報告書の日付を3月31日として、当該年度の申請となります。

3月31日の宿泊分は、兼実績報告書の日付を4月1日として、次年度の申請となります。

まとめますと、チェックアウト日が兼実績報告書の日付となり、チェックアウト日の属する年度が申請年度となります。なお、2泊以上で年度をまたぐ場合は、パターン3のとおり、当該年度分と次年度分と分けて2枚の兼実績報告書の提出が必要となります。